

免除申請対象となる団体

玉城青少年の家

- 1 学校の教育課程内における宿泊学習は免除とする。
- 2 学校団体の引率者の免除は生徒の1割（四捨五入）までとする。これを超えた場合は徴収する。
- 3 幼稚園のお泊り保育は免除とする。
- 4 保育所のお泊り保育は基本的に徴収。但し、幼稚園の教育課程に準ずるお泊り保育は免除とする。
- 5 離島から教育課程内の職場体験学習で来て、宿泊し研修室等を使用して、勉強会をする場合は免除とする。
- 6 身体障害者福祉法により、身体障害者手帳の交付を受けている者、精神障害者手帳の交付を受けている者は無料。その介助者も免除とする。
(玉城青少年の家管理に関する規則第17条)
 - (1) 養護学校の生徒とその職員だけで来るときは全員免除とする。
 - (2) 障害者施設の生徒とその職員だけで来るときは全員免除とする。
 - (3) 職員以外でボランティアとして来る者は料金を徴収する。そのため心理リハビリ等の団体の場合は、事前打ち合わせで、何名介助者として必要かを明確にして、それ以外のものは徴収する。
 - (4) 病院関係は、身体障害者手帳、精神障害者手帳を持っている者、持っていない者、介助者の証明を院長（理事長）に書いて提出する。
- 7 県教育庁が共催の場合は免除。証明書のコピーを提出。例（日本赤十字社の研修）
- 8 日帰りでプレイホールや研修室を障害者手帳を持っている人たちのいる団体が利用する場合は、代表者に何名手帳を持っていて、趣旨（目的）が障害者のために利用するとの証明書があれば免除とする。
- 9 免除対象なのか曖昧な団体の場合には、所長の判断で免除対象の判断をする。

* 小中学校特別支援の交流会で、研究会が主体の場合等

平成23年度 免除対象の団体（公立学校等の教育課程を除く）

- (1) 日本赤十字沖縄県支部（沖縄県が共催ため）
- (2) 各事務所初任者研修（沖縄県教育庁が主催のため）
- (3) 心理リハビリテーション（上記の6のため）
- (4) 島添えの丘（児童養護施設のため）